

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業実施要綱

令和6年10月22日6保医医人第1686号

第1 目的

この要綱は、令和6年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受け、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要がある、特に医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成し、次のいずれかを満たす都内の医療機関とする。

なお、1の常勤換算医師数は、病床機能報告により都へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）とする。

- 1 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関
- 2 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

第3 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業

第4 事業に係る経費の補助

事業の実施主体が、この要綱に基づき実施する事業に要する経費の補助については、別に定める「地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で行うものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。